

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成31年4月3日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が平成31年1月25日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成18年12月5日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成31年1月25日付けで、請求人に対し、請求人が平成30年3月から平成31年1月に受給した住宅扶助費のうち22,000円について、法第63条に基づく費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 請求人は、平成31年4月3日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ケースワーカーが請求人にしたことは突然であり、違法である。処分庁のケースワーカーに2017. 10. 19 退社を報告した。退社をしたら、家賃の関係で部屋を出なければいけないとは一度も聞いていなかった。H31. 1. 27 日頃本件処分通知書が来てビックリした。分かっていたら早く引っ越しをした。請求人がその事を知っていて住みつづけたわけではない。

(2) 審理員が令和元年8月9日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成29. 8. 9日づけで離職届を出したが、給料として退職してからH29. 11月まで収入申告書を(有給休暇分)提出していた。収入申告書のコピーはケースワーカーから頂いた。今回の引っ越しで、そのコピー、その他書類も紛失した。

イ 平成31. 1. 25日 後記2処分庁の主張(1)(以下「弁明書」という。)ア(カ) a 特例理由に該当と半断して頂き支給して頂いたのは、助かったが、請求人には医療機関の通院で42,000円の支給になっているとは聞かされていなかった。

H29. 8. 9日で離職届けを提出した位から、転居の相談はしていた。旧の住居において以前より住居内に侵入された痕跡があり、現金や食材などがかってに処理され、物品が無くなることもあり、始めは請求人の思い違いかと思った。そんなことをケースワーカーに相談するもその時は転居についての敷金等について支給は出来ないと言われ転居をあきらめた。H29. 8. 9日～H31. 1. 25日の間で敷金等で時々相談をした。H31. 1. 25日に来た書類で、始めて離職届を提出してから家賃の反金が発生することを知った。

ウ 弁明書ア(カ) b 「家賃について～負担が増大する可能性」があると言う説明はなかった。請求人がH31. 1. 25日の書類を持ってどう言う事なのか説明をもとめた時「それまでの「家賃に～負担が増大する」6ヶ月の猶予期間の事をケースワーカーは知らなかったのだから。その時ははっきりと請求人に知らなかったと言ったのである。会話を録音しておけば良かったと悔やまれる。知らなかったケースワーカーが弁明書ア(カ) bの件をそれまでに説明する事はなかったのに、いつのまに話しをしたのか。請求人が書類を持って行って始めてケースワーカーも知ったわけであるから。

「負担が増大～請求人に説明」は、受けていないが弁明書ア(カ) c 「そのうえで、転居の意思が非常に強く」は、旧住居内に侵入された痕跡があったためである。

エ 弁明書ア(カ) c 「かつ通院～より、支障をきたすことはない」と確認は受けていなかったと、引っ越し先で近くを探そうと思っていたので通院の事より、役所に来るのが遠くなるが大丈夫かと聞かれた。

オ 弁明書のア(カ) d 「H29. 8月に同様の説明～転居準備をしていた」とあるが、その時点では、転居についての敷金等の支給は出来ないと言われていたので、転居の準備はで

きなかったのである。

「転居準備のため～6ヶ月経過後」この説明をH29. 9月から請求人が知らされていれば行動が起これたと思う。はるか前に過ぎた事を、請求人が持参した書類（H31. 1. 25日）から言われてもどうしたらいいのか。

カ 弁明書イ（ア） 「相談時点に～状況を相談当日に説明を行う」とある様に6ヶ月の猶予期間や支給されていた家賃のことを書いてある様にかなり過ぎてどうにもならない事を当日に聞いた。

「転居により～通院に支障をきたすおそれ～確認した」の所は、通院に支障はきたすが引っ越し先の近くを探すとして移せる所は一部変更して頂いた。聞かれたのは、役所へ来るのが遠くなりますね、大丈夫ですかと聞かれた。

キ 弁明書イ（ウ） H29. 8月時点において同様の説明とは、どの様な説明か。H29. 8月に転居の準備を行っていたことにしたいのはなぜ？その時点では、転居費用が支給されないため準備ができなかった。転居の準備は、転居費用が支給されると聞いてからである（31. 1. 25）。H31. 2月に入って本格的に準備をした。

ク 弁明書ウについて

H27. 7月の時点では「就労しているため～」前ケースワーカーより、就労しているから42,000円で支給します、引っ越したら40,000円になりますとは聞いていた。

弁明書に書かれてあるH31. 1. 25日の当日に聞かされた事がさも、以前から言っていた。って書かれているのにビックリした。

ケースワーカーの口からハッキリ6ヶ月の猶予期間があることをケースワーカー自身が知っていなかったこと請求人に前もって言っていなかった事で、H30. 3月以降の経過措置を知りえなかった事。処分庁の決めた事で請求人にはどうする事も出来なかったため支払いの免除をお願いする。現時点で支給額は少しづつ下がって来ている。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成31年1月25日付けの本件処分通知書には、「返還金・徴収金決定額 金22,000円」、「決定理由 請求人は平成30年3月～平成31年1月分の基準額を超えた住宅扶助費を受給したため、平成30年3月～平成31年1月に支給した保護費のうち22,000円については、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第63条に基づき返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年7月26日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア. 事実経過

(ア) 平成18年12月5日付

傷病により就労できず生活に困窮し、生活保護の申請に至る。

(イ) 平成24年10月16日

請求人が来庁し、就職届を提出。勤務開始日平成24年10月19日。

(ウ) 平成27年6月19日

平成27年7月の住宅扶助検討。自立助長の観点から「就労しており、転居によって通勤等に支障をきたすおそれがある」として住宅扶助費を旧基準額42,000円にて引き続き家賃扶助をおこなう。

(エ) 平成29年8月9日

請求人が来庁し、離職届を提出。離職年月日は平成29年8月9日。

(オ) 平成30年4月24日

請求人が来庁し、現在の住居における火災保険の更新料が発生。自弁できないため、支給申請有。契約更新のため必要な経費として支給決定。

(カ) 平成31年1月25日

a 請求人来庁し転居相談あり。理由としては現在の住居における金銭紛失等の被害による相談内容であった。相談を受けたため、世帯の状況を確認したところ、平成27年7月の住宅扶助改定時の検討票により、経過措置が適用され42,000円の家賃と同額の住宅扶助を継続していることを確認。当該時点の就労は平成29年8月9日に離職しているものの、引き続き管内の医療機関へ通院しており医療要否意見書においても治療は必要であると確認されることから、離職以降も「通院しており、引き続き通院が必要と認められる場合であって、転居によって通院等に支障をきたすおそれがある」という特例理由に該当すると判断し、退職以降も旧基準の42,000円の住宅扶助を継続支給してきたところである。

b 今般の転居相談にあたり、次の点について請求人に説明を行った。

離職後も現住居の近隣の医療機関を受診しており、通院の必要性が認められるため、本来であれば引き続き経過措置を適用し旧基準である42,000円を適用することとなるため、家賃額が高額であるとは判断できず、申請いただいても現時点では転居についての敷金等について支給は難しいと思われること。通勤に支障をきたすおそれがある、という理由については、離職が平成29年8月9日のため、事由発生の翌月から変更することとなり、家賃を平成29年9月から40,000円に変更することとなるが、この場合においては家賃が基準額を上回ることとなるため敷金等についても支給が可能であること、ただしこの場合はこれまでの家賃について返還が発生する可能性があり負担が増大する可能性があることについても請求人に説明。

c. そのうえで、転居の意思が非常に強く、かつ通院についても転居により支障をきたすことはない、と請求人に確認したことから、平成27年6月30日以前から住んでいる住宅に継続して住み続ける必要がある理由としては、「就労しており、転居により就労に支障をきたすおそれがある」のみであると判断せざるを得ず、この場合、離職事由が発生した平成29年8月9日の翌月である平成29年9月から住宅扶助を変更する必要が生じる。

d. しかしながら、請求人に再度、平成29年8月に同様の説明を行っていた場合の転居意思を確認したところ、当該時点において同様の説明を受けた場合には転居準備をしていたとの意思を確認したため、転居準備のため猶予期間6ヵ月経過後の平成30年3月以降の住宅扶助額を40,000円の新基準に変更することとし、請求人へその旨説明したところ、既に家賃の支払いに充当済みであるため、一括返還困難のため分割を希望し、2月返還分について3月分より充当してほしいとの依頼あったため、同日、基準内家賃への変更および、猶予期間を過ぎた時点からの家賃差額による本件処分。

イ 請求人の審査請求の理由の事実の経緯について

(ア) 請求人より平成31年1月25日に転居相談があり、処分庁は敷金等についての支給相談であることを認識したため、相談時点における請求人の状況を相談当日に説明を行うとともに、転居により通院に支障をきたすおそれがあるか否かの状況について請求人へ意思を確認し、転居により支障をきたすことはないことを確認した。

(イ) また平成27年7月以降の住宅扶助改定の際に旧基準の42,000円を支給する経過措置を認めた「就労しているため、転居により通勤に支障をきたすおそれ」については平成29年8月9日付で提出された離職届により平成29年9月以降は経過措置を適用すべきではなかったこととなり、通院にあたり支障をきたさない意思表示されているため、平成29年9月以降の住宅扶助について返還を生じる可能性があることの説明を行った。

(ウ) そのうえで、請求人の転居意思はなお強く、加えて平成29年8月時点において同様の説明がなされていた場合には転居準備を行っていたと聴取したため、転居準備期間として6か月の猶予期間を準用し、それを超えた時点からの過支給となる住宅扶助額について返還となる旨を請求人へ提示するとともに、これにより家賃が高額となるため、転居指導の対象となることを伝え、基準額等について説明を行った。

ウ 本件処分の正当性について

(ア) 請求人の退社報告後、転居についての説明がなかったことについて

平成27年7月の住宅扶助改定にあたり「就労しているため、転居により通勤に支障をきたすおそれがある」として住宅扶助額を旧基準の42,000円とする経過措置を適用してきた。請求人が就労中も近隣の医療機関へ通院しており、退社報告後も引き続き近隣医療機関への通院されていた。医療要否意見書により治療の必要性を確認したうえで、「転

居により通院に支障をきたすおそれがある」として引き続き旧基準 42,000 円を適用することにより家賃額と同額の扶助を行ってきたところである。

平成 31 年 1 月 25 日の転居相談の際、あらためて、当該経過措置について請求人に意思を確認したところ、転居により通院に支障をきたさない、という状況を確認したため、これにより退職報告のあった平成 29 年 8 月 9 日の翌月である平成 29 年 9 月以降について新基準額である 40,000 円の適用との判断を行ったものである。

このため、退社報告時点においては請求人より転居の意思・相談も示されず、近隣医療機関への通院・治療の必要性を把握していたため、処分庁は当該時点において引き続き経過措置により旧基準額を適用するとの判断をしたことは請求人の自立助長の観点から適法であったと考えられる。

(イ) 本件処分にかかり、調査・検討が不十分であったという点について

離職日および敷金申請時において、請求人は他に負債もなく、平成 30 年 7 月 3 日付、資産申告書に記載あるとおり、現金、預貯金の合算が 95,251 円有。平成 31 年 1 月 25 日請求人のとの面談において、請求人の意思確認も行った。また返還金についても毎月、2,000 円の返済であり著しく、生活を脅かすものではないと解し、本件処分を決定した。なお、本件処分にあたり平成 31 年 1 月 25 日 既に家賃として支払い済みとの確認を行っており、「要返還額の認定について（様式 1）」にある自立更生経費欄にて組織的な検討がなされているものと解す。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 27 年 6 月 19 日を決裁日とする住宅扶助額（家賃・間代等）検討票（単身世帯）には、「やむを得ない事情 有り イ 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合 平成 27 年 7 月～ 42,000 円」との記載がある。

イ 処分庁が平成 24 年 10 月 16 日に請求人から受理した就職届には、同月 19 日を勤務開始日とする就職が決まった旨の記載がある。

ウ 処分庁が平成 29 年 8 月 9 日に請求人から受理した離職届には、同日離職した旨の記載がある。

エ 平成 31 年 1 月 25 日付けのケース記録票には、「請求人来所 転居の相談のこと。（中略）請求人の世帯状況を確認すると、住宅扶助は旧基準の 42,000 円を支給。平成 27 年 7 月の住宅扶助の変更時に、世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居に居住することが必要と認められる、特例の理由に該当するとして、経過措置を適用している世帯である。特例理由：「就労しており、転居により就労に支障をきたすおそれがある。」請求人は平成 29 年 8 月 9 日離職しており、離職届は離職当日に速やかに提出されていたが、当該時点において、処分庁所管区域内の病院に変形性腰椎症等により通院は継続されており、通院・療養の必要性は医療要否意見書により確認されたため、以降も「通院しており、引き続き通院

が必要と認められる場合であって、転居によって通院等に支障をきたすおそれがある」という別の特例の理由に該当すると判断し、退職以降も旧基準の支給を継続してきたところである。旧基準を適用する理由に該当しない場合、新基準（単身 40,000 円）を適用することとなり、この場合は家賃が基準を上回ることから、処分庁としても転居を指導することとなり、敷金等についても支給は可能であるが、請求人は旧基準を適用する理由に該当するため、これには該当しないと思われることを説明。そのうえで、今般の相談にあたり、請求人へ次のように説明を行う。通院は現住居の比較的距離への通院をしており、また請求人の状況から通院は必要と認められるため、この場合旧基準 42,000 円を適用する理由となるため、家賃が高額との判断には至らないこと。そのため、現時点で申請いただいても支給は難しいと思われること。通院に支障をきたすおそれ、の理由については、平成 29 年 8 月 9 日に離職しているため、本来であれば、事由発生の翌月から変更することとなり平成 29 年 9 月から 40,000 円とさせていただくことになるが、この場合については、家賃が基準額を超えることとなり、敷金等についても支給が可能であることを説明。しかしこの場合はこれまでの家賃について返還が発生する可能性があり、負担が増大する可能性についてもお伝えする。請求人より、現住居から転居したい希望が非常に強いことを確認する。通院についても、転居により通院に支障をきたすことはない、と請求人に確認したことから、平成 27 年 6 月 30 日以前から住んでいる住居に継続して住み続ける必要がある理由としては、「就労しており、転居により就労に支障をきたすおそれがある」のみであると判断せざるを得ず、この場合、離職事由が発生した平成 29 年 8 月 9 日の翌月である平成 29 年 9 月から住宅扶助を変更する必要性が生じる。しかしながら、請求人に再度、確認し、もし平成 29 年 8 月に同様の説明を行っていた場合の転居意思を確認したところ、その時に説明してくれていれば、引越物件を探し始め、転居準備をしていたとの意思を確認したため、転居準備のため課間第 7 の 52 を準用し猶予期間 6 ヶ月を超える平成 30 年 3 月以降の住宅扶助額 40,000 円の新基準に変更する。平成 30 年 3 月～平成 31 年 1 月分 $2,000 \times 11$ ヶ月 = 22,000 円。請求人より既に家賃の支払いに充当済みであり残っていないため、一括での返還は困難のため分割してほしい。2 月返還分については 3 月分保護費より減額してほしいとの依頼あり。これにより、住宅扶助額が 40,000 円であるので、現住居の家賃は 42,000 円と基準を上回ることとなり、敷金等について局第 7-4-カ・課間第 7 の 30 答 2 に該当すると思われるため、基準額について説明し、物件が見つければ、重要事項説明書を持参するよう伝える。(中略) <法第 63 条返還について> 上記経過により、旧住宅扶助：42,000 円 - 新住宅扶助：40,000 円 = 差額 2,000 円 平成 30 年 3 月～平成 31 年 1 月分：11 か月分の差額 $2,000 \times 11 = 22,000$ 円について法第 63 条により返還決定を行う。なお、既に家賃として支払い済みとのことであるが、今般の経過により基準額を超える家賃に充当した費用について、自立更生費と判断することは困難であるため、22,000 全額を法第 63 条返還とする。」との記載がある。

オ 平成 31 年 1 月 25 日付けで起案した返還金・徴収金決定書には、「返還金・徴収金決定額金 22,000 円」、「決定理由 請求人は平成 30 年 3 月～平成 31 年 1 月分の基準額を超えた住宅扶助費を受給したため、平成 30 年 3 月～平成 31 年 1 月に支給した保護費のうち 22,000 円については、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた生活保護法第 63 条に基づ

き返還決定します。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として「一 住居」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7の4の(1)は、家賃、間代、地代等について定め、力において、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と定めている。

(4) 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について」(平成27年4月14日付け社授発第0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知)は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第3の2の規定に基づき、貴都道府県(市)における厚生労働大臣が別に定める額(以下「住宅扶助(家賃・間代等)の限度額」という。)が下記1のとおり定められ、本年7月1日から適用することとされたので通知する。」と、本件の場合、その限度額は40,000円と定め、「3. 経過措置」として、「本年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるもの(中略)が、上記1及び2の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、本年6月まで適用されている住宅扶助の基準額(以下「旧基準額」という。)の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として1(2)アただし書(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。」「(3) (1)又は(2)の経過

措置が適用されている世帯について、本年7月1日以降に、世帯人員の減少又は増加等により、経過措置の適用がなければこれまで当該世帯に適用される限度額又は特別基準額と異なる限度額又は特別基準額が適用されることとなる場合は、該当する日の属する月をもって経過措置の適用は行われないうこととする。ただし、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯人員の減少又は増加等があった後6ヶ月間を限度として、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。」と定めており、また、1(2)アただし書(ア)から(ウ)には、「(ア) 通院又は通所(以下「通院等」という。)をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障をきたすおそれがある場合(イ) 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障をきたすおそれがある場合(ウ) 高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合」と定めている。

2 本件処分について

(1) 新基準額を適用すべき時点について

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)エのとおり、処分庁は、①平成29年8月9日に請求人の離職届を受理した以降も、転居により通院等に支障をきたすおそれがあるとの特例の理由に該当すると判断し、旧基準額42,000円を適用していたこと、②平成31年1月25日に請求人から転居に係る相談を受け、転居により通院等に支障はない旨を確認したとして、離職届を受理した時点で遡及し、その時点を起算点として転居準備のための猶予期間6か月を超える平成30年3月以降の住宅扶助費に新基準額である40,000円を適用したことが認められる。

処分庁は、請求人の離職届を受理した以降も、転居により通院等に支障をきたすおそれがあるとして引き続き旧基準額を適用した旨主張するものの、本件審査請求に係る書面からは、請求人の離職届を受理した時点以降において、処分庁が請求人の旧基準額の適用について検討し、転居により通院等に支障をきたすおそれがあると判断した経過は確認できない。

また、処分庁は、請求人から転居に係る相談を受け、請求人から離職届を受理した時点から、転居により通院等に支障をきたすおそれがない状況であると判断した旨主張するものの、前記審理関係人の主張の要旨2(2)エのとおり、処分庁は、請求人から、「転居により通院等に支障をきたすことはない」、「その時に説明してくれていれば、引越物件を探し始め、転居準備をしていた」と聴取したのみであって、いつの時点から請求人が転居により通院等に支障をきたすおそれがない状況であったのかについては明らかでない。

以上からすると、いつの時点から請求人が転居により通院等に支障をきたすおそれがない状況であったのかは明らかでないといわざるを得ず、請求人から離職届を受理した時点を起算点として新基準額を適用した処分庁の判断は、その根拠を欠くものといえる。

(2) 旧基準額の適用に係る説明について

なお、処分庁は、離職届を受理した時点において請求人から転居の意思・相談も示されなかったとし、引き続き旧基準額を適用したことは請求人の自立助長の観点から適法であった

旨主張する。

しかしながら、本件審査請求に係る書面からは、処分庁が離職届を受理した時点において、請求人に対し、旧基準額の適用の可否について説明を行っていた形跡は認められず、請求人が旧基準額の適用の可否について十分理解していたとは必ずしもいえない。

仮に、処分庁が離職届を受理した時点において、請求人に対し、上記説明及び適切な聞き取り等を行っていた場合、請求人の住宅扶助費については新基準額が適用されていた可能性も考えられ、その場合、請求人が負担していた42,000円の家賃額は新基準額を超える高額家賃となり、前記1.(3)の敷金等を支給できる場合に該当していたものと推認される。

そうすると、請求人が上記説明を受けていれば転居を検討した可能性は否定できず、本件処分に係る住宅扶助費の過払いも生じていなかったといえ、処分庁が離職届受理後も引き続き旧基準額を請求人に対し適用したことは、必ずしも請求人の自立助長に資するものであったということとはできず、処分庁の主張は採用できない。

(3) まとめ

以上のことからすると、請求人が転居により通院に支障をきたすおそれがないという状況に該当した時点は、処分庁が請求人から離職届を受理した時点であるとする根拠はなく、その時点を起算点として転居準備のための猶予期間6か月を超える平成30年3月以降の住宅扶助費に新基準額である40,000円を適用した本件処分は、瑕疵ある処分であるといわざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月25日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋本



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日

から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。